

関係各位

岐阜市長 柴橋 正直

## 第2次都市計画道路見直しに係る都市計画変更について（お知らせ）

陽春の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日ごろより、岐阜市の都市建設行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本市では、将来の都市像を踏まえ、人口減少や高齢化社会の進展など社会情勢の変化に対応した集約型都市構造を支える道路網を再構築するため、権利者や住民の皆様方への説明会の開催、都市計画案の縦覧などを実施し、都市計画道路の変更手続きを進めて参りました。

このたび、令和4年4月12日付けで都市計画変更しましたのでお知らせします。なお、詳細な都市計画の内容については、下記の縦覧場所にてご覧いただけます。

### 記

#### 1 変更した都市計画

岐阜都市計画道路の変更（岐阜県決定、岐阜市決定）  
※対象路線等は、別途「資料」をご参照ください。

#### 2 縦覧場所

岐阜県 都市建築部 都市政策課  
（藪田南2-1-1 県庁舎8階・TEL272-1111 内線3758）  
※岐阜県では岐阜県決定のみの縦覧となります。

岐阜市 都市建設部 都市計画課  
（司町40-1 市庁舎15階・TEL214-2380）  
※縦覧図書は、岐阜市 都市建設部 都市計画課ホームページでも  
ご覧になれます。

※ ご不明な点につきましては、担当までお尋ねください。

【担 当】 〒500-8701 岐阜市司町40-1  
岐阜市 都市建設部 都市計画課  
高木、田中  
電話番号 058-214-2380（直通）



# 第2次都市計画道路見直しに係る都市計画変更

本市では、将来の都市像を踏まえ、人口減少や高齢化社会の進展など社会情勢の変化に対応した集約型都市構造を支える道路網を再構築するため、平成17年度から平成23年度に、第1次都市計画道路見直しを実施し、11路線（延長約17km）の「計画の廃止」や「幅員の縮小」を行ってきました。

第1次見直し以降も社会情勢の変化に対応するため、平成27年度から第2次見直しを進め、平成30年4月に、16路線（延長約21km）の見直し候補路線を公表し、このうち、8路線（延長約9km）については、令和2年3月末に都市計画変更を完了しました。

そのほかの見直し候補路線の8路線（延長約12km）と交差点で変更が生じる4路線（計12路線）については、令和3年2月に都市計画変更原案の説明会、令和3年7月に都市計画案の縦覧を実施するなど手続きを進め、このたび、令和4年4月12日付けで、都市計画変更しましたのでお知らせいたします。

## 都市計画変更の内容

◆告示日 令和4年4月12日（火）

### ○ 岐阜都市計画道路の変更（岐阜県決定） 【県告第155号】

路線名称	変更区間の主な変更内容
① 古市場御望線	○計画幅員の縮小 <現況幅員へ変更> 12m（2車線） ⇒ 9.5～11.5m（2車線）
② 城田寺中線※	○交差点隅切りの変更
③ 芥見太郎丸線※	○交差点隅切りの変更
④ 福富溝口線	○計画幅員の縮小 <現況幅員へ変更> 12m（2車線） ⇒ 10～15m（2車線）
⑤ 長良中川原線	○計画幅員の縮小 <現況幅員へ変更> 12m（2車線） ⇒ 9～10m（2車線） ○計画の廃止 <現況幅員6～10m> 12m（2車線） ⇒ 廃止 ○終点の変更、路線名称の変更（旧路線名称：長良古津橋線）
⑥ 日野岩田坂線	○計画の廃止 <現況幅員9～10m> 16m（2車線） ⇒ 廃止

※交差する路線の計画幅員の縮小に伴い変更する路線

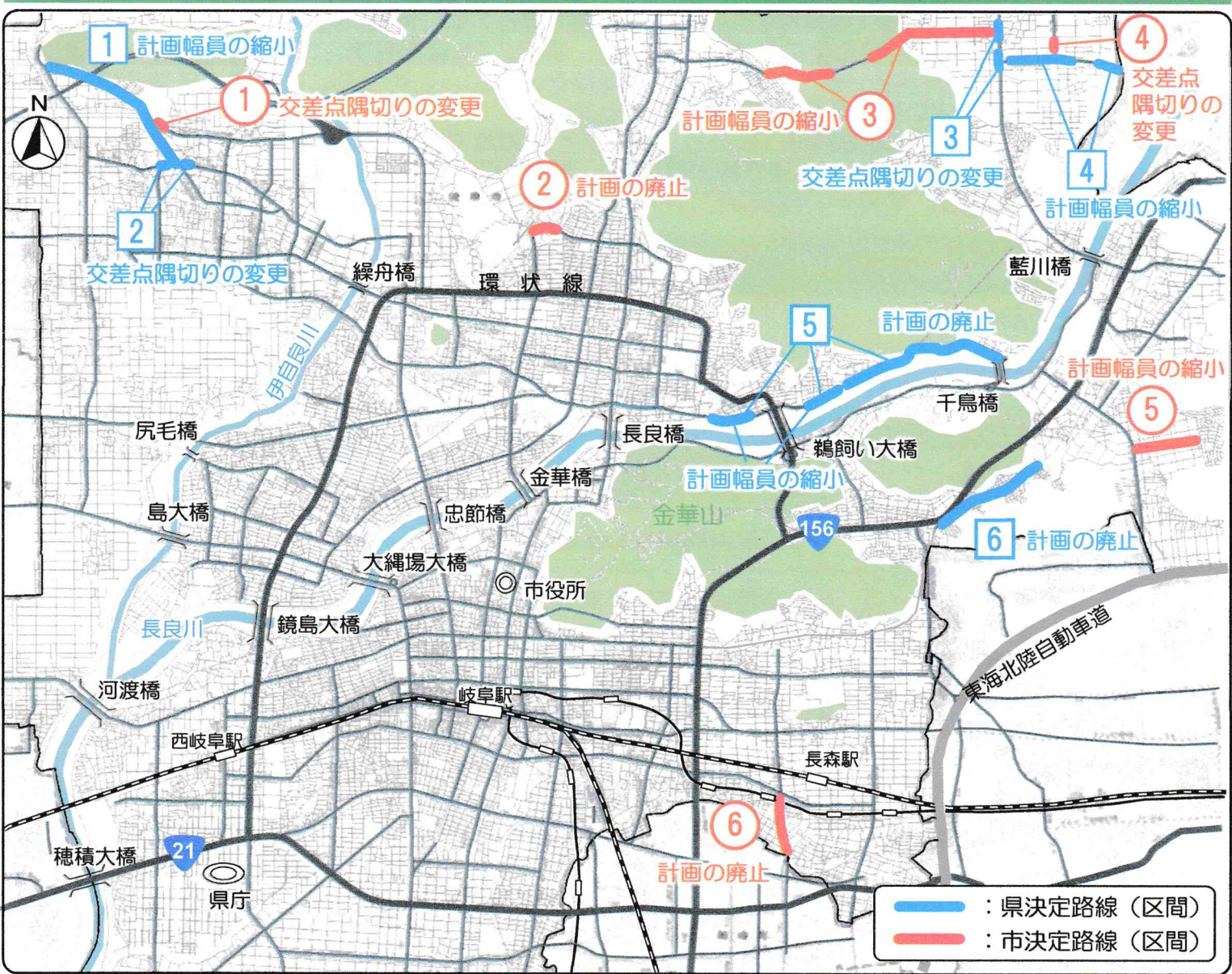
### ○ 岐阜都市計画道路の変更（岐阜市決定） 【市告第39号】

路線名称	区間の主な変更内容
① 大学北御望線※	○交差点隅切りの変更
② 八代上土居線	○計画の廃止 <現道なし> 12m（2車線） ⇒ 廃止 ○終点の変更、路線名称の変更（旧路線名称：福光打越線）
③ 栗野福富線	○計画幅員の縮小 <現況幅員へ変更> 12m（2車線） ⇒ 9～13m（2車線）
④ 溝口石原線※	○交差点隅切りの変更
⑤ 諏訪山線	○計画幅員の縮小 <現況幅員へ変更> 12m（2車線） ⇒ 9m（2車線）
⑥ 北一色切通線	○計画の廃止 <現道なし> 12m（2車線） ⇒ 廃止 ○終点の変更、路線名称の変更（旧路線名称：北一色若宮地線）

※交差する路線の計画幅員の縮小に伴い変更する路線



変更区間の位置図



都市計画決定図書の縦覧場所

岐阜県決定

岐阜県 都市建設部 都市政策課 (藪田南2-1-1 県庁8階・Tel272-1111内線3758)

岐阜県決定 岐阜市決定

岐阜市 都市建設部 都市計画課 (司町40-1 市庁舎15階・Tel214-2380)

※縦覧図書は、岐阜市 都市建設部 都市計画課ホームページでもご覧になれます。

都市計画決定された施設(道路等)の区域において建築を検討中の方へ

都市計画変更に伴い、建築行為を行う際に必要な都市計画法第53条の許可申請の対象区域(都市計画道路等の区域)が変わりました。

詳細な区域は、岐阜市 都市建設部 都市計画課までお問い合わせください。